

5月の無料相談

※祝日は、除きます。

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容（相談員）
市民法律相談	8日(木)・13日(金) 15日(木)・20日(金)・27日(金)	13:00～17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士) 予約制
税務相談	20日(木)	13:00～16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00～14:00)
市民相談	月～金曜日	8:30～17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00～16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	21日(木)	10:30～15:00 総合福祉会館(ウララ2 7階) (広報広聴課 ☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月～金曜日	9:30～16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品や契約などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月～金曜日	8:30～17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月～金曜日	9:00～17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月～金曜日	9:00～17:15 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火～日曜日	10:00～17:15 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員) 電話相談可
教育相談	月～金曜日	9:00～16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月～金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00～16:45 (13:00～16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員) 弁護士相談は予約制
人権相談	月～金曜日	8:30～16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00～16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権に関すること
ひきこもり専門相談	12日(月)	10:30～12:00	ひきこもりについての困りごと(予約制)
精神クリニック	9日(金)・16日(金)	14:00～16:00	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) 予約制、1日2件まで
	27日(木)	10:00～12:00	

女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 10日(土)	11:00～16:00 10:00～15:00	男女共同参画センター 「ウィズユー・うらら」 ☎827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門カウンセラー) 予約制	
法律相談	22日(木)	13:30～15:30		法律が関係する困りごと(女性弁護士) 予約制	
法律関連一般相談	9日(金)・23日(金)	13:00～16:00		法的な手続きについてなど(専門相談員) 予約制	
一般相談(外国人相談を含む)	9日(金)・23日(金)	13:00～16:00		日常生活の困りごと、悩みごと(英語通訳あり。専門相談員) 予約制	
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談		1日(木)・15日(木)	13:00～16:00	☎827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること

申し込みの前に まず確認！



消費生活センター

☎823-3928

新年度が始まり、心機一転「何かを勉強しよう」、「身につけよう」と向学心に燃えている方も多いことでしょう。講座に通い学習するなどその方法はさまざまですが、最も身近なものの一つに通信教育があります。今回は相談事例を通して注意点を考えてみます。

相談 ペン習字の通信講座の申し込みをした。年間受講料2万9000円を支払い、教材が送られてきた。手続きは終わったものと思っていたが、その後、会員証やバッジなどと一緒に1万5000円の振込用紙が届いた。こんなに費用がかかるのなら、解約したい。

アドバイス! センターから事業者を確認したところ、今回の振込用紙などは、正会員に登録されたために送られたものでした。相談者は教材に同封されていたはがきに署名して返送しましたが、それは正会員

の入会申込書とは気づきませんでした。

正会員でなくても添削指導を受けることに何の支障もありません。内容を読まずに受講に必要なものと思っていたようです。センターから事業者に事情を説明し、正会員の申し込みを解約することになりました。

本来、申し込みと承諾が一致すれば契約は成立し、一度結んだ契約は簡単には解約できないものです。

申込書に記入するときは、学習期間、添削回数、費用など内容をよく読んで、納得してから署名することが大切です。

